

議案提出について

議案「沖縄県民の民意を無視した国に抗議し、米軍新基地建設の中止と米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成27年12月18日

金沢市議会議長 福田 太郎 様

提出者

金沢市議会議員 大 桑 初 枝

〃 広 田 美 代

〃 森 尾 嘉 昭

議会議案第17号

沖縄県民の民意を無視した国に抗議し、米軍新基地建設の中止と米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去を求める意見書

国は、国民の権利救済が目的であり、通説では国が原告になれないとされる行政不服審査法を利用してまで、翁長沖縄県知事が行った名護市辺野古沖の埋め立て承認の取り消し処分を執行停止した上で、新基地建設工事を再開し、さらに、埋め立て承認を取り消したのは違法だとして、取り消しの撤回を求める代執行訴訟を行うなど、強権的な対応を行っている。

この訴訟の意見陳述において、翁長沖縄県知事は、国土面積のわずか 0.6%しかない沖縄県に米軍専用基地の 73.8%が集中し、さらに来世紀まで使用可能な新基地建設が強行されようとしていると批判したほか、沖縄県が米軍にみずから土地を提供したことは一度もないと強調した。

昨年の沖縄県知事選挙を初め、一連の選挙で新基地建設に反対の民意が明確になっている中で、代執行を求めて提訴に踏み切るのは、沖縄県民の圧倒的多数の意思に反した民主主義をじゅうりんする不当な行為だと言わざるを得ない。また、こうした国の強硬な手段によって、美しい辺野古の海を埋め立て、米軍普天間飛行場にはない軍港や弾薬庫などの機能強化を図った米軍新基地が建設されることは、断じて許すことができない。

よって、沖縄県民の民意を無視し、辺野古沖埋め立てを強行する国に対して抗議するとともに、米軍新基地建設の中止と米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去を強く求める。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「マイナンバー制度の運用中止を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成27年12月18日

金沢市議会議長 福田 太郎 様

提出者

金沢市議会議員 大 桑 初 枝

〃 広 田 美 代

〃 森 尾 嘉 昭

議会議案第18号

マイナンバー制度の運用中止を求める意見書

ことし10月にマイナンバー法が施行され、来年1月からは社会保障や税、災害対策などの各分野における事務で本格的に利用されることとなるが、この制度に対しては、納付に見合う給付という名目での社会保障費の削減や、税及び社会保険料の徴収強化につながるなどの指摘があるほか、原則不変の番号で個人情報と照合することはプライバシーの侵害やなりすましによる犯罪を常態化させる危険性がある。

また、法施行時から実施している通知カードの送付における誤配送のほか、住民票の交付でもマイナンバーが誤って記載されるなどの間違いが相次いで発生しており、国民の間ではマイナンバーの管理や制度の運用に対する不安が広がっている。さらに、中小企業からは、個人情報管理に係るシステムの更新やマイナンバーの管理に係る負担が重いとの悲鳴の声が上がっているほか、実務を担う自治体職員の業務も過重となる。このような状態でマイナンバー制度の本格導入に向けた国民の理解を得ることは難しい。

よって、国におかれては、マイナンバー制度の運用を中止するよう強く求める。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「安保関連法の施行に当たって慎重な対処を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成27年12月18日

金沢市議会議長 福田太郎 様

提出者

金沢市議会議員	松	井	隆
〃	麦	田	徹
〃	山	本	由起子
〃	森		一敏
〃	中	西	利雄

議会議案第19号

安保関連法の施行に当たって慎重な対処を求める意見書

憲法学者の大半や元最高裁判所長官などの法律家たちが、違憲立法であると明確に表明し、国民の多くが説明不足である、反対であるとの民意を示す中で、去る9月19日、参議院本会議において安保関連法が強行採決で成立した。

今回の法案成立は、手続上に疑義があるとの意見もあり、民主主義国家の根源である立憲主義を否定するものだとの厳しい批判にさらされている。また、採決に当たり安倍総理みずからも国民の理解が進んでおらず、丁寧な説明を進めるとの姿勢を表明しているとおろ、多くの国民は、説明が尽くされていないと受けとめており、法の廃止を訴える声がやまない。

また、安保関連法の平成28年3月末までの施行を控え、防衛省では新たな任務として駆けつけ警護を追加する実施計画を初め、自衛隊の海外での活動に関する運用の見直しが進んでいるとも言われているが、自衛隊の海外派遣を拙速に進めることは、国民の同意を得られるものではない。

よって、国におかれては、安保関連法の施行に当たって、国民の声に対して真摯に耳を傾けるとともに、慎重に対処していくよう強く求めるものである。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「辺野古新基地建設問題において、地方自治と民主主義の尊重を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成27年12月18日

金沢市議会議長 福田 太郎 様

提出者

金沢市議会議員	松	井	隆
〃	麦	田	徹
〃	山	本	由起子
〃	森		一敏
〃	中	西	利雄

議会議案第20号

辺野古新基地建設問題において、地方自治と民主主義の尊重を求める意見書

沖縄県名護市の米軍基地建設をめぐる国と沖縄県の対立は、法廷闘争にまで発展しており、一地方の出来事として看過することのできない重大な問題である。

昨年の名護市長選挙、沖縄県知事選挙及び衆議院選挙を通じて、辺野古における新基地建設に反対するという沖縄県民の意志は、誰の目にも明らかである。しかし、国はこの沖縄の意志を無視するかのごとく、十分な説明をしないまま、工事と海底調査を強行している。

地方自治は、憲法によって保障され、最高裁判決でも「憲法で保障した地方自治の権能を法律を以て奪うことは、許されない」と明らかにされている。このように地方自治体は国の下部機関ではなく、対等な関係であるにもかかわらず、今回の問題では、国において地方自治を尊重し、対話しようとする姿勢が見られないばかりか、地方自治の本旨を踏みものにじり、地方分権改革をも否定しかねないものである。

よって、国におかれては、地方自治を尊重し、沖縄県と真摯に協議していくよう強く求めるものである。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成27年12月18日

金沢市議会議長 福田 太郎 様

提出者

金沢市議会議員	前	誠	一
〃	高		誠
〃	高	岩	勝
〃	野	本	正
〃	清	水	邦
〃	黒	沢	和
〃	小	林	規
			誠

議会議案第21号

沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書

沖縄米軍普天間飛行場の辺野古地区への移設は、市街地にある普天間飛行場周辺の危険性の除去と普天間飛行場で運用しているオスプレイの一部が県外で訓練することになるなどの沖縄の負担軽減を主な目的としており、名護市の歴代市長及び前沖縄県知事が移設について国と協議の上で合意し、辺野古地区においても基地周辺の環境整備等を条件に移設を容認してきた経緯がある。

しかしながら、前沖縄県知事が承認したこれにかかわる埋め立て承認を翁長沖縄県知事が取り消したことなどにより移設事業に支障を来している。また、報道等により沖縄県民の全てが辺野古地区への移設に反対であるかのような印象が持たれてきているが、米軍基地のさらなる整理縮小と沖縄県民の基地負担を軽減する取り組みに資する普天間飛行場移設の必要性から県民の多くが辺野古地区への移設を容認している実態にある。

よって、国におかれては、普天間飛行場代替施設の取り組みを進めるに当たって、普天間飛行場周辺の危険除去と沖縄の負担軽減という原点に立ち返り、辺野古地区における普天間飛行場代替施設建設の早期実現並びに沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減に全力をもって取り組まれるよう望むものである。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「マイナンバー制度に係る各市町村の財政負担の軽減を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成27年12月18日

金沢市議会議長 福田 太郎 様

提出者

金沢市議会議員	前	誠	一
〃	高		誠
〃	高	岩	勝
〃	野	本	正
〃	清	水	邦
〃	黒	沢	和
〃	山	本	由起子
〃	小	林	誠
〃	角	野	恵美子

議会議案第22号

マイナンバー制度に係る各市町村の財政負担の軽減を求める意見書

マイナンバー制度の導入に伴い、通知カードや個人番号カードの交付事務に係る経費については、国庫補助が措置されていて、地方公共団体情報システム機構への交付金はその総額が国庫補助で措置されている。しかし、各市町村への国庫補助は、国が今年度に予算化した40億円を各市町村の人口比で按分した額を交付申請することとなっているため、本来全額が国庫負担であるはずの経費について、各市町村が財政負担を強いられることとなっている。

翌年度以降についても、通知カードや個人番号カードは相当数の交付が見込まれるが、十分な補助金額が確保されるのか明確でない。加えて、マイナンバー制度の円滑な運営に向けて、十分な周知が必要だが、こうした経費も各市町村の負担としてのしかかってきている。

よって、国におかれては、各市町村の財政負担の軽減のため、下記の事項について対処するよう強く要望する。

記

- 1 平成28年度以降についても、地方公共団体情報システム機構への交付金全額を国庫負担するとともに、各市町村で円滑な個人番号カード交付事務を行うために必要な人件費やシステム整備経費などの全額を国庫負担とし、十分な予算措置を行うほか、各市町村の予算編成等に支障が出ないように、補助金交付やシステム改修フローなどの情報を適時適切に提供すること。
- 2 マイナンバー制度の円滑な導入に向けて、各市町村職員や地域の事業者に対する研修用ガイドブックの作成と研修会の開催等に要する経費の負担軽減など十分な支援を実施すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「連携中枢都市圏構想の取り組みの推進に関する意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成27年12月18日

金沢市議会議長 福田太郎 様

提出者

金沢市議会議員	前	誠	一
〃	高		誠
〃	高	岩	人
〃	野	本	人
〃	清	水	彦
〃	黒	沢	規
〃	小	林	誠
〃	角	野	恵美子

議会議案第23号

連携中枢都市圏構想の取り組みの推進に関する意見書

人口減少・少子高齢化社会が顕著となり、地方自治体を取り巻く状況はより厳しさを増している中で、地方の創意と工夫による主体的なまちづくりがこれまで以上に求められているところである。

こうした中、国は、活力ある社会経済を維持していく拠点を形成するため、地方創生において、中核性を備える都市と近隣の市町村が連携する連携中枢都市圏の取り組みを推進しており、既に昨年度は4つの圏域で連携中枢都市圏が形成され、そのほかの圏域でもその準備が進んでいる。

圏域の中核都市及び市町村が柔軟に連携して、経済成長のけん引や高次都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上に向けた取り組みを行うことは、行政サービスの効率化のみならず、圏域の持続的発展につながると期待されている。国においても、財政支援をしているところだが、今後、これらの取り組みの効果を検証するとともに、地域の成長を支える確固たる制度としていくためには、複数年にわたる継続的な財政支援が不可欠である。

よって、国におかれては、連携中枢都市圏の取り組みを支援するために、地域の実情に合わせた財政支援を継続して行うとともに、支援の拡充を行うことで、連携中枢都市圏の取り組みが、真に地域の活性化及び持続的発展につながるよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「『民泊サービス』のあり方に関する意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成27年12月18日

金沢市議会議長 福田 太郎 様

提出者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

中
長
前

小

小

安

澤

川
坂

阪

林

達

飯

英

俊
星

誠
栄

一
進

誠
前

樹

一
児

一
進

誠
前

樹

樹

樹

議会議案第24号

「民泊サービス」のあり方に関する意見書

日本政府観光局によると、ことし10月までの訪日外国人旅行者数が過去最高の1,631万人に上り、仲介業者を通じた一般の民家やマンションに宿泊する民泊サービスの利用者が急増しているが、民泊そのものは、旅館業法で禁止されている。

民泊サービスは、無許可での営業が多く、宿泊者の騒音やごみ出しなどのマナーに関する近隣住民とのトラブルなどが後を絶たないなどの課題が多いが、国は2020年までに訪日外国人旅行者数を2,000万人にするとの目標を掲げていることから、民泊サービスの推進は、訪日外国人旅行者の宿泊の受け皿として、また、日本国内において急増する空き家などの遊休資産の活用の観点からも有効な施策として期待できる。

その一方、建築基準法などで厳しい規制が課せられているホテルや旅館との競争環境が余りにも不公平との声も大きいほか、ことし5月に発生した簡易宿泊所における火災などの事故やテロリスト等の温床になるのではないかとといった不安が大きく、安易なルール整備は公平性や安全性の観点から好ましくない。

よって、国におかれては、民泊サービスのあり方を検討するに当たって、部屋の提供者や仲介業者への適正な義務や規制を検討するとともに、遊休資産の活用などの観点から広く利用することができる有効な制度となるよう検討することを強く望む。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「東京国立近代美術館工芸館の金沢市への移転に関する意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成27年12月18日

金沢市議会議長 福田 太郎 様

提出者

金沢市議会議員	前	誠	一
〃	高		誠
〃	高	岩	人
〃	野	本	人
〃	清	水	邦
〃	黒	沢	和
〃	山	本	由起子
〃	小	林	誠
〃	角	野	恵美子

議会議案第25号

東京国立近代美術館工芸館の金沢市への移転に関する意見書

国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく国関係機関の地方移転に係る提案を募集し、石川県は、金沢城公園、金沢21世紀美術館など数多くの文化施設等が集積する金沢市へ東京国立近代美術館工芸館を移転するよう提案した。

文化庁の重要文化的景観にも指定されている金沢市は、能楽に代表される伝統芸能や伝統工芸、茶道を初めとする生活文化等、藩制期以来培われてきた加賀百万石の伝統文化が今も数多く息づいている。特に工芸は、加賀友禅、金沢箔、金工など数多くの伝統工芸を有するとともに、この分野における工芸技術保持者数も全国一位である。また、クラフト分野におけるユネスコの創造都市第1号に認定されるとともに、金沢美術工芸大学や金沢卯辰山工芸工房などにおいて若手作家の育成に力を入れているところである。

東京国立近代美術館工芸館の金沢市への移転は、近世から現代に至る工芸を一堂に見ることができ、極めて専門性の高い機関になり得ることは言うまでもなく、ユネスコの創造都市ネットワーク等の活用により日本の文化を地方から世界へ発信していく上で大きく寄与するものである。

よって、地方創生の理念である魅力あふれる地方の創造と活性化に合致するものとして、東京国立近代美術館工芸館の金沢市への移転を強く要望するものである。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「地方大学の機能強化を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成27年12月18日

金沢市議会議長 福田 太郎 様

提出者

金沢市議会議員	黒山	沢本	和規
〃	山本	由起	子
〃	広田	美代	一
〃	前高	誠	誠
〃	高野	岩本	勝人
〃	清野	水本	正彦
〃	小角	林野	邦誠
〃			恵美子

議会議案第26号

地方大学の機能強化を求める意見書

国の総合戦略において、知の拠点である地方大学を地方創生の拠点として位置づけるなど、地方大学の果たす役割は重視されており、地域ニーズに対応した人材育成、地方課題の解決への貢献、地元企業への就職率の向上と若者の地元定着など、これまで以上の取り組みが期待されている。

しかし、国立大学では、運営費補助金は年々削減されており、授業料の値上げや教育の質の低下、将来的な学生定員数の削減につながりかねない状況であり、私立大学においても少子化の影響を受けた定員充足率の低下や私学助成の減額により、大学経営に支障を来しかねない状況となっている。

地方創生に向け、地域と大学がさまざまな課題に対して、これまで以上に積極的に取り組もうとする中での地方大学の運営基盤の低下は、若者の地元定着や、地域のニーズに対応した人材育成などに大きな悪影響を及ぼすと懸念される。

よって、国におかれては、下記の事項について推進するよう強く要望する。

記

- 1 若者が地元で一定水準の専門知識を習得できるように教育の質の確保を図るとともに、大学で学ぶ学生定員確保のため、その基盤となる国立大学法人運営費交付金の充実と私立大学への私学助成の拡充を図ること。
- 2 地域の産業振興・雇用創出に資する研究開発や若者の地元定着など地方創生への取り組み、地域ニーズに即した人材育成や技術開発を初めとした地域課題の解決に向けた地元自治体や地元企業と連携した取り組みに対して支援を図ること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「教職員定数に関する意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成27年12月18日

金沢市議会議長 福田 太郎 様

提出者

金沢市議会議員	黒山	沢本	和規
〃	山本	由起子	
〃	広田	美代	
〃	前高	誠一	
〃	高岩	勝人	
〃	野本	正人	
〃	清水	邦彦	
〃	小林	誠	
〃	角野	恵美子	

議会議案第27号

教職員定数に関する意見書

財政制度等審議会が公立小中学校の教職員定数について、児童・生徒数の減少に合わせて加配定数も含めた教職員定数を削減すべきとの考え方を示したことを受け、国は厳しい財政状況を踏まえ、教職員定数の大幅な削減方針を示している。

今日、我が国の子どもたちの教育環境は、子どもの貧困と教育格差の拡大、いじめや不登校など多くの課題を抱えているところであり、学校現場においては、これらの多様かつ困難化している児童・生徒への指導体制の整備・確立が喫緊の課題となっている。

一億総活躍社会や地方創生を支える人材を育成する上において、学校教育の担う役割は、極めて大きいものがあり、また国家百年の大計からして、教育への投資は極めて重要な先行投資であり、一概に児童・生徒数に伴い教職員を減ずることは将来に禍根を残すことになる。

よって、国におかれては、今日、学校教育現場が抱える多種多様な課題に対応し、また、地域のニーズに応じた学校教育を展開していく上において不可欠な教職員数については、単に財政的視点に立って論ずるのではなく、教育全般の視野の上で、その充実・確保に意を用いられるよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「奨学金制度の改善を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成27年12月18日

金沢市議会議長 福田 太郎 様

提出者

金沢市議会議員	松	井	隆
〃	源	野	和
〃	麦	田	徹
〃	山	本	由起子
〃	森	一	敏
〃	秋	島	太
〃	角	野	恵美子
〃	松	井	純一
〃	中	西	利雄

議会議案第28号

奨学金制度の改善を求める意見書

高騰を続ける大学の授業料と家計収入の減少の影響を受け、今や大学生の2人に1人が何らかの奨学金を利用しているが、厳しい雇用情勢の中、卒業後も十分な収入が得られず、返済に苦しむ若者が増加している。

これは、現在の日本の奨学金制度では、若者たちが社会に出るときから多額の奨学金返済を背負うこととなる有利子貸与型の制度が大半を占めているからだが、ほかの多くの国においては、高等教育の無償化や給付型奨学金が主流となっている。

この状況が続けば、これまで中間層と言われていた人までも結婚、出産、子育てが困難となり、少子化や人口減少をさらに加速しかねないほか、大学への進学そのものを諦めさせる要因となり、未来を担う人材育成を阻害していくおそれがある。

よって、国におかれては、未来を担う若者を社会全体で支えるとともに、持続可能な社会としていくために、大学生を対象とした国の給付型奨学金制度を早期に創設し、貸与型奨学金は、無利子の制度とし、貸与型奨学金を返済している最中の者に対しては、所得に応じた無理のない返済制度に改めるよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。